

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

令和4年度末の組合員資格喪失に係る異動報告関係事務について(通知)

公立学校共済組合鹿児島支部の組合員が退職または転出した際には、各所属所において異動報告関係事務が発生しますので、下記事項に十分留意の上、適正に処理してください。

また、短期組合員の退職等、該当者が多く見込まれますので、手続に遺漏がないようお願いいたします。

なお、組合員資格の喪失後、組合員証等を使用して診療等を受けた場合は、共済組合が負担した医療費全額を組合員に返納させることになるので、資格喪失後は組合員証等を使用することがないよう周知徹底してください。

記

## 1 一般組合員の資格喪失等の異動報告関係事務

### (1) 一般組合員の資格喪失等の異動報告

次の者は、別紙1の「事務手続一覧(種別:一般)」により処理してください。

ア 退職者(再任用制度によるフルタイム勤務職員の退職を含む。)

イ 他の公務員共済組合(国家公務員共済組合・市町村職員共済組合・地方職員共済組合等)への転出者

ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者

### (2) 一般組合員証等の返納に係る留意事項

「ア 退職者」及び「イ 他の公務員共済組合への転出者」は、組合員異動報告書〔整理番号3〕に交付されているすべての組合員証等を添付の上、速やかに返納してください(返納すべき証を紛失したときは、組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕を添付してください)。

なお、「ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者」は、組合員証等を転出先の支部へ提出してください。

### (3) 一般組合員資格喪失時の長期給付(年金)関係の手続

1月以上の組合員期間がある一般組合員が資格喪失した場合には、長期給付(年金)関係の手続が必要となりますが、退職者の老齢厚生年金の受給権の有無等により手続内容が異なります。詳細については、令和5年1月31日付け 公共鹿第1092号「令和4年度末の一般組合員資格喪失に係る長期給付(年金)関係の手続等について(通知)」を参照してください。

## 2 短期組合員が退職した場合(他の公務員共済組合への転出者及び他支部への転出者含む)

短期組合員退職届書〔整理番号3-4〕に交付されているすべての組合員証等を添付の上、速やかに返納してください(返納すべき証を紛失したときは、組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕を添付してください)。

※ 別紙1の「事務手続一覧(種別:短期)」を参照してください。

### 3 組合員種別が変更となる場合（退職の翌日から再就職等ありの場合）

(1) 短期組合員→一般組合員

**短期組合員の資格喪失手続は不要。**

新所属所から一般組合員の資格取得手続が必要。（旧組合員証も新所属所から返納）

(2) 一般組合員→短期組合員

**旧所属所から一般組合員の資格喪失手続が必要。**（別紙1の「事務手続一覧（種別：一般の退職者）」）

新所属所からの短期組合員の資格取得手続も必要。（旧組合員証は新所属所から返納）

※ 組合員の資格取得等に係る事務手続については、3月上旬の組合員の資格取得に係る通知で改めて通知します。

### 4 任意継続組合員制度へ加入した場合

退職後、当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者の任意継続組合員証等については、加入手続完了後、新たに当支部から任意継続組合員あて直接交付されます。任意継続組合員制度の加入手続等は、令和5年1月31日付け 公共鹿第1091号「任意継続組合員制度の加入手続等について（通知）」を参照してください。

### 5 資格喪失証明書等について

(1) 一般組合員

「資格喪失証明書」が必要な場合は、「資格喪失証明書交付申出書」を組合員異動報告書〔整理番号3〕等と併せて提出してください。

(2) 短期組合員

短期組合員は、適用事業所へ「健康保険・厚生年金保険の資格等喪失連絡票」等の作成を依頼するか、一般組合員と同様、「資格喪失証明書交付申出書」を短期組合員退職届書〔整理番号3-4〕等と併せて提出してください。

※ 年度当初は資格喪失処理が多く見込まれます。「資格喪失証明書」の交付は、資格喪失処理の完了後に交付が可能となるため発送までに時間を要することを御理解ください。

### 6 退職後の国民年金への加入

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は国民年金への加入義務があります。組合員が退職した際に60歳未満である場合、または組合員が退職した際に被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）が60歳未満の場合は、別紙1の「退職後の国民年金への加入手続」欄を参考に加入手続を行ってください。

### 7 その他

(1) 退職者で、次の任用日までの期間が空く場合でも、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると**任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くもの**として取り扱うこととなるため、原則として資格喪失等の異動報告は必要ありません。

(2) よくあるお問い合わせについては、別紙2にまとめていますので、事務手続の際の参考にしてください。

問合せ及び連絡先

資格得喪担当 年金給付係 電話 099-286-5220

任意継続担当 福利係 電話 099-286-5217

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：  
「B-7-2（共済組合）」